

外科医のパワハラとは何なのか？

外科医の仕事はちょっとしたエラーが術後合併症、ひいては死に直結する可能性があるため、特に初期の頃には上級医から厳しい指導を受けるのが通常ではなかろうか。厳しい指導なしに経過した場合、いざ大変な事態になった際に冷静に対処できる技量と精神力を備えることができるのだろうか。個人的にはいささか疑問を感じるところである。指導医からの厳しい「ご指導」は、重大な場面でも落ち着いて対応できる精神力の涵養のための必要悪(?) [決して悪とは考えていない。あしからず] とでも言うべきものではないかとも感じる。

さて、世の中にはパワハラに関するニュースが絶えない。それどころか、カスハラ、アカハラ、モラハラ…、昔はハラスメントがここまでニュースになっていた記憶がない。日本人がハラスメントに関する話題をそのくらい好きになったのか、単にマスコミによる取り扱いが増えただけなのかは定かでないが、とにかくハラスメントネタが多い昨今である。

私がまだ若手の頃、指導医が執刀する手術の第一助手として入っていたときに、手を動かして術野が変わってしまった際、あるいは術野が暗いと感じてライトを動かした際、烈火のごとく叱責を受けた。こちらは気を利かせたつもりでの行動だったが、執刀医からすると「手術が進んでいるのになぜそれを邪魔するのだ!」という理由での叱責である。自分の技量は指導医の意向を汲み取れるレベルになく、ある意味当然なのかもしれないが、気を遣った結果叱責を受けるという、何とも理不尽な整理のつかない悶々とした気持ちになったものである。同じ内容であっても、優しく言われた場合と強く怒鳴られるように言われた場合とでは受け取る側の心情に当然違いがある。今となっては受けた叱責も懐かしく感じられ、指導の一つであったと消化できているものの、もし現在同じ経験をやる若手外科医がいたとすれば、もしかするとパワハラと捉えられてしまうのだろうか。

当時、指導医の手術に対する絶対的信頼感があり、かつ、厳しい叱責も受けつつ愛情も勝手ながら感じていた。疑問に思ったこと、手術手技についての質問に対してはポイントを押さえた解説を頂いた。しんどいとは感じながらもパワハラとは感じていなかった。指導医からの愛情を感じられていれば、どんなに叱責されようがパワハラと認定されないように個人的には感じる。ただ、指導を受ける側が、もしも愛情を感じず、適切なフォローも受けず、理不尽に叱責を受け続けていると感じてしまえばどうなるだろうか。

厚生労働省のパワハラの定義は、「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものである」となっているが、実際には判断の難しい境界領域的な事例が多いように思われる。昨今の報道過多を反映し、パワハラ認定を避けることに過剰に対応する方向には進んでほしくないものである。最も醜悪なのは「無関心」「放置」である。結局のところ、mentor と mentee が日々のコミュニケーションにより相互の信頼を築いていくことに行きつくような気がする。

(山下裕玄)

顧問 森岡恭彦 今村正之 山崎洋次 幕内雅敏 名川弘一
 亀岡信悟 國土典宏 幸田圭史 佐野 武
 編集 長谷川 潔 船橋公彦 山下裕玄

臨床雑誌 外科 第87巻 第1号 (1月号) 2025年1月1日発行 (1094号)
 編集兼発行者 東京都文京区本郷三丁目42番6号 小 立 健 太
 印刷所 東京都千代田区飯田橋二丁目15番5号 日経印刷株式会社

発行所 ☎ 113-8410 東京都文京区本郷三丁目42-6 (営業) TEL 03-3811-7239 : 振替口座 00120-1-149 番
 株式会社 南江堂 (編集) TEL 03-3811-7619 FAX 03-3811-8660 <https://www.nankodo.co.jp/>

・本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権 (送信可能化権を含む)、貸与権、二次的著作物の利用に関する原著者の権利は、株式会社南江堂が保有します。

・JCOPY <出版者著作権管理機構 委託出版物>

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。

広告申込所: ☎ 113-0033 東京都文京区本郷5丁目24番6号本郷大原ビル6階 文京メディカル TEL 03-3817-8036